

防衛大学校達第 6 号

防衛大学校の内部組織に関する訓令（昭和 3 2 年防衛庁訓令第 6 0 号）第 2 9 条の規定に基づき、先端学術推進機構国際交流センターの部門の分掌を定める達を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 1 日

防衛大学校長 国 分 良 成

国際交流センターの部門の分掌を定める達

（交流支援部門）

第 1 条 交流支援部門においては、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- （1）本科留学生の受け入れ環境の改善・充実に関する事。
- （2）本科学生海外派遣環境の改善・充実に関する事。

（日本語・文化教育部門）

第 2 条 日本語・文化教育部門においては、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- （1）日本語教育の企画及び立案、実施に関する事。
- （2）日本文化教育の企画及び立案、実施に関する事。
- （3）卒業留学生との交流に関する事。

（委任規定）

第 3 条 この達に定めるもののほか、国際交流センターの部門に関し必要な事項は、国際交流センター長が防衛大学校長の承認を得て定める。

附 則

第 1 条 この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 防衛大学校の内部組織に関する達（昭和 5 1 年防衛大学校達第 4 号）第 4 条の表中国際交流企画官の項（2）を次のように改める。

国際交流企画官	（2） 国際交流事業の企画及び立案に関する事。（国際交流センター日本語・文化教育部門の所掌に属するものを除く。）
---------	--